

茨城県最高品質農産物研究会規約

第1条（名称）

本会は、茨城県最高品質農産物研究会と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局を、茨城県那珂郡東海村照沼600番地（株）照沼勝一商店 内におく。

第3条（構成及び入会資格）

- 1, 本会は、分析データを活用し環境をより良く守りながら、世界トップの農産物を目指し共同で研究と生産及び販売をする茨城県内の農業経営者とする。また農業経営者以外の方は、賛助会員とし本会の目的に賛同し協力していただける会員とする。
- 2, 本会はソフト事業も含むので、本会と会員及び賛助会員は秘密保持契約を締結すること。
- 3, 本会へは、入会金及び年会費をおさめること。

第4条（目的）

本会は、世界トップの農産物を開発するために、企業及び大学と連携し、土壌分析、作物体分析、水質分析、残留農薬分析、重金属分析、栄養価分析などを実施することにより、より安全で安心なおいしい農産物を開発する。そして分析を基礎データとし相互に情報を共有し共同で国内及び世界に農産物を販売することを目的とする。h

第5条（事業）

本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 分析・評価技術の確立
 - 1.1 土壌分析
 - 1.2 水質分析
 - 1.3 作物体分析及び栄養価分析
 - 1.4 残留農薬分析
2. 世界トップのおいしい農産物基準の作成
3. 国内及び世界へ共同ブランドで販売
4. 研修会及び検討会の実施

第6条（役員）

本会に次の役員を置く

会長	(1名)
副会長	(2名)
会計	(1名)
監査	(2名)
理事	(若干名)

任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条（役員を選出） 本会の役員は総会において会員の中から選出する。ただし、会長、副会長は理事の互選とする。

第 8 条 (役員の仕事)

役員は次の仕事を持つ。

1. 会長は会を代表して会の業務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の場合はその業務を代行する。
3. 会計は会の財務に関する業務を行う。

第 9 条 (会議)

本会のすべての会議は会長が必要の都度召集し議長には会長があたる。

第 10 条 (運営費)

会運営費は会員の負担金および寄付金、その他の資金を充当する。会員負担金はそれぞれの事業ごとに必要に応じて事務局が決定する。

第 11 条 (事業年度)

本会の事業年度は 2 月 1 日から 1 月 3 1 日とする。

第 12 条 (規約の改正)

本規約の改正は総会の議決をもって行う。

第 13 条 (総会)

本会の総会は毎年 1 月中に行う。

第 14 条 (入会および脱退)

- 1、入会希望者は会員 2 名以上の推薦をもって事務局に申し入れ、会員の同意を得て入会できる。入会の際は、入荷申込書と推薦書を提出し、必要により事務局が決定した額の入会金及び年会費を負担する。
- 2、本会ホームページのリンクを希望する組織が賛助会員であることを条件とする。
- 3、脱退は会員の任意とし、事務局の承認を得る。脱退者は承認後会員としてのすべての権利を放棄するものとする。

第 15 条 (入会金及び年会費)

- 1、会員は入会金として 1 万円及び年会費として 1 万円を会におさめること。
- 2、平成 21 年度以降の賛助会員は、入会金として 5 万円及び年会費として 5 万円を会に納めること。
平成 21 年度前からの賛助会員については、平成 21 年度以降も年会費として 3 万円を会に納めること。

第 16 条 (事務局手数料)

会員は事務局手数料として本会年会費より年間 1 0 万円を支払う。

附則 (規約の施行)

本規約は会員総意のもとに平成 1 9 年 3 月 1 日より実施する。

茨城県最高品質農産物研究会役員および会員名簿

会長 照沼 勝浩

副会長 会田 清
大島

会計 高橋

理事

事務局

監査